

議案第 2 1 号

匝瑳市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

匝瑳市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例を別
紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 1 日提出

匝瑳市長 宮 内 康 幸

匝瑳市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例

匝瑳市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（平成18年匝瑳市条例第90号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号オ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(参考)

匝瑳市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改	正	後	改	正	前
第1条 略 (定義)					
第2条 略					
2 この条例において、「ひとり親家庭等の父母等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。					
(1) 次のアからキまでのいずれかに該当し、児童を監護する父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）又は母及びその児童					
ア～エ 略					
オ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項又は第10条の2の規定による命令を申し立て、現に配偶者に当該命令が発せられた者					
カ・キ 略					
(2)・(3) 略					
3・4 略					
以下 略					